



Title	戦中期芦田均における普遍主義的国際政治観（一）： 対ソ協調論と対米協調論の關係を中心に
Author(s)	矢嶋， 光
Citation	阪大法学. 2013, 62(5), p. 203-232
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60145
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

戦中期芦田均における普遍主義的国際政治観（二）

——対ソ協調論と対米協調論の關係を中心に——

矢 嶋 光

はじめに

第一章 満州事变期における国際認識と対ソ協調論

第一節 対ソ協調の論理とその国際認識

第二節 「防共」外交批判

第二章 日中戦争の勃発と国際認識の変容

第一節 国民使節としての欧米訪問

第二節 欧米訪問後の国際認識（以上、本号）

第三章 日中戦争外交論

第一節 「東亜新秩序」論批判

第二節 反ソ・対米協調論への転換

おわりに

はじめに

芦田均は、満州事変を契機として外交官から政党政治家へと転身した。政党政治家時代の芦田は、一九三二年九月から『報知新聞』の客員論説委員となり、翌年一月からは英字新聞ジャパン・タイムズ社の社長兼主筆に就任するなど言論人としても精力的に活動し、外交官としての経験を生かして外交分野における評論を数多く執筆した。こうした言論人としての芦田の活動は、日米開戦直前の一九四一年二月頃までつづいた。⁽¹⁾

本稿は、この満州事変期から日米開戦に至るまでの間に執筆された芦田の外交評論を分析することによって、当該時期における彼の国際政治観を明らかにするものである。

外交官時代の芦田は、戦間期「新外交」の影響を受けて、普遍主義的国際政治観を形成した。⁽²⁾ すなわち、芦田は、ウィルソンが掲げた「普遍的正義に基ける新しき国際的秩序」としての国際連盟を高く評価した上で、「外交がマキャベリズムからウィルソニズムへ進化したことを認めなければならない」との認識を示すようになったのである。⁽³⁾ また、芦田は、勢力均衡政策を「均衡の為めの均勢は競争の為めの均勢に墮落」し、「戦争の一時的延期で、小戦争から大戦争への準備に過ぎない」として否定する一方、連盟を「各国の闘争を廃絶し、和衷協同を実現する為に各国を法的に規制しようとしたものであって、国際協同の理想型」と述べているように、戦争違法化と集団安全保障を国際連盟体制の中核的な理念として理解した。⁽⁴⁾ もっとも他方で、「連盟は世界の全部を網羅し得なかったこと」、なかでも「アメリカとソヴェット・ロシアを加へ得なかった」ことで、連盟体制が「理想型実現の困難」にあることも認識していた。⁽⁵⁾ この点について、芦田は、利害関係国が「各国に取って共に利益するやうに解決」し、「最後の手段としての戦争をさける為めに協力」することを「も一つの国際協同主義」として位置づけ、連盟体制

を補完するものとして地域的な多国間協調主義にも積極的な評価を与えた。⁽⁶⁾

しかし、満州事変以後の日本の対外行動は、連盟を中心とする普遍主義的国際秩序に対する挑戦を意味するものであり、日中戦争勃発以後にははっきりと普遍主義や多国間主義から決別していくことになる。しかも、連盟体制は、一九三五年のイタリアによるエチオピア侵攻、翌年のドイツによるロカルノ条約廃棄といった事態にも有効な対処をなし得ず、一九三九年九月のドイツによるポーランド侵攻に端を発する第二次世界大戦の勃発によって完全に崩壊することになるのである。

本稿では、こうした一九三〇年代の国際政治の現実を芦田がどのように分析したのかを検討することによって、連盟体制やこれを補完するものとしての多国間主義を重視してきた彼の普遍主義的国際政治観の連続と変容について考察する。

その際、特に以下の二点に留意する。第一に、芦田における対ソ協調論と対米協調論の関係である。満州事変以後の芦田が日ソ中立地帯の設置や日ソ不可侵条約の締結など対ソ協和外交の推進を強く訴えた対ソ協調論者であったことはよく知られている。他方で、戦後の芦田が朝鮮戦争を契機として強烈な反ソ・反共主義者へと変貌を遂げることもこれまでに指摘されてきたことである。⁽⁷⁾だが、戦中期における芦田の外交論を詳細に分析してみたとき、既に彼の対ソ協調論には重要な変化が見いだされる。すなわち、日中戦争の勃発を境にして、芦田の対ソ協調論は次第に低調になっていき、やがて反ソ論へと転換し、代わってそれまで直接的には言及してこなかった対米協調論が前面に押し出されることになるのである。本稿では、従来の研究ではほとんど取り上げられることのなかったこの戦中期における芦田の外交論の変化に注目し、彼の国際認識を検討する。

第二に、芦田の東アジア情勢分析とヨーロッパ情勢分析の二重性である。満州事変以後の芦田は列国との関係修

復を説く一方で、満州国の成立それ自体については容認する姿勢であったと指摘され、このことがナシヨナリストやリアリストとしての芦田像を形成する根拠の一つとなってきた。⁽⁸⁾確かに、芦田が満州事変以後の日本の対外行動を擁護する姿勢を見せたことは事実である。⁽⁹⁾しかし、このことから直ちに芦田をナシヨナリストあるいはリアリストであると断定することはできないように思われる。なぜなら、芦田は、日本の対外行動に対して必ずしも無批判であった訳ではなかったし、ヨーロッパ情勢を分析するに当たっては、より直接的に戦争違法化や集団安全保障の理念に基づいた分析をおこなっているからである。このように芦田が東アジアとヨーロッパにおける分析について二重の基準を用いているのは、一方で国際関係における日本の立場を何とか弁護したいというナシヨナリストとしての彼の心性によるものであるが、他方で言論統制下において自らの意図を伝えるための慎重な工夫でもあった。本稿では、こうした二重性に留意し、ヨーロッパ分析にも十分な注意を払うことによって、これまで強調されてきたナシヨナリストあるいはリアリストとしての芦田像を相対化する。⁽¹⁰⁾

これらの点を踏まえた上で、本稿は、戦中期に芦田の外交論が反ソ・対米協調論へと転換する背景には連盟体制を尊重する普遍主義的国際政治観の一貫性が見いだされること、その一方で連盟体制の中核として位置づけてきた集団安全保障の理念に対する芦田の理解が大きく変容していったことを指摘する。また、朝鮮戦争を契機として芦田が反ソ・反共主義者へと変貌する理由については未だ十分に明らかになっていない。⁽¹¹⁾この問題に対して、本稿は戦中期の芦田の反ソ論の中にその端緒が見いだされることも示唆する。以上の点は、従来の研究では十分に解明されてこなかった戦前日本における集団安全保障に対する概念理解の変遷の一端を明らかにするものであり、同時にこれまで専ら自衛権とナシヨナリズムの観点から説明されてきた戦後日本における積極的再軍備論について、集団安全保障の理念との関係から再検討するための手がかりにもなると考える。

本稿の構成は、以下の通りである。まず、満州事変期における芦田の対ソ協調論を彼の国際認識との関連から分析する（第一章）。次に、日中戦争以後における芦田の国際認識の変化について検討する（第二章）。その上で、芦田の外交論が反ソ・対米協調論へと転換していく過程を跡づけ（第三章）、一九三〇年代の国際政治の現実を前にして戦間期に形成された芦田の普遍主義的国際政治観がいかなる形で連続、あるいは変容したのかを考察する。

第一章 満州事変期における国際認識と対ソ協調論

第一節 対ソ協調の論理とその国際認識

一九三三年五月三十一日の塘沽停戦協定によって、満州事変以来の対外危機は一応の収束をみた。その後、陸軍による華北分離工作が本格化する一九三五年頃までの間、東アジアの国際環境は相対的な安定期にあった。こうした中で、一九三三年九月に内田康哉に代わって外相に就任したのが広田弘毅であった。広田外交は、中国との「善隣互助」とその他各国を含めた「万邦協和」をその方針としたように、国際連盟脱退後の東アジア国際秩序の均衡回復を図る外務省内の二つの政策路線に立脚したものであった。すなわち、一つは、満州国の承認と引き換えに中国における列国の政治的影響力を漸進的に撤退させることで中国国民党政府内部の親日派と提携しようとする重光葵らアジア派の日中提携路線であり、もう一つは、中国本土に最も大きな権益を持つイギリスとの間で中国問題に關して経済的な協力関係を構築することで満州における日本の地位に対して列国の承認を取り付けようとする吉田茂ら欧米派の日英協調路線であった。¹³⁾

一方、広田外交期の芦田は、これら外務省の二つの政策路線のいずれとも異なる対ソ協調論を提唱した。この芦田の対ソ協調論の特徴を探る上で、まず注目すべき点は彼の中国認識である。そもそも満州事変以前の芦田は、中

国民党政府が「圧倒的勢力を持ち得るかどうかは未知数である」として、中国の国家的統一について懐疑的であつた。⁽¹⁴⁾むしろ芦田は、市場としての中国に注目するとともに、「第三国人も亦其利益配当に参加せしめて然るべきである」と述べて、中国における多国間協調の枠組みを重視してゐた。⁽¹⁵⁾満州事変以後も、「支那四百余州に於て、世界各国と共に通商貿易を行ひ、又産業の開発に協力すべき十分の余地がある」と述べるなど、その認識に変化はなかつた。⁽¹⁶⁾要するに、芦田は、中国を提携相手として積極的に認知しようとする重光らアジア派よりも、中国を市場として把握する吉田ら欧米派の中国認識を共有してゐたのである。⁽¹⁷⁾

しかし他方で、芦田は、欧米派による日英協調路線にも懐疑的であつた。よく知られているように、この時期には満州や中国に対する日英共同借款を通じて満州問題の解決を図ろうとするバーンビー・ミッシェンやリース・ロス・ミッシェンといった日英協調を模索する動きが実際に進行してゐた。⁽¹⁸⁾だが、これらの動きに対して芦田は、「日英同盟を復活せんとするが如き政策は、言ふべくして行われぬ」ものであると断言してゐるのである。⁽¹⁹⁾

このような判断を下した理由の一つには、芦田の対米重視の認識が挙げられる。芦田は、第一次世界大戦に勝利したアメリカは「世界に於ける最も恐るべき商業国、工業国、資本国、海運国、而して海軍国とな」り、「英国を凌駕する形勢となつた」と捉えるようになってゐた。⁽²⁰⁾一方、同じく戦勝国であつた英仏については、独伊の台頭という「欧洲の切迫した国際関係と戦時債務の決済問題から、米国の鼻息を伺はざるを得ない地位」に転落したと見なし、⁽²¹⁾なかでも「世界戦争後の英国は米国の輿論によって動かされる事の甚だ大なるところ」となり、「米
国か、日本か、いづれかを撰ばなければならない」場合、「米国に左袒するものと計算する必要」があると分析してゐた。⁽²²⁾それゆえ、「英国を引つ込むにはどうしても米国を引つ込むといふことでなければ實際政策としては不可
能」であり、⁽²³⁾連盟脱退後における日本の外交的孤立を転換する上で、「日米関係は我国の最も重視する處」でなけ

ればならなかった。⁽²⁴⁾したがって、吉田のように、アメリカを「由来外交上頼むべからざる国柄にして、その向背また深く意とするに足らざるべき」⁽²⁵⁾相手と見なし、「米の外交は英に追従するか常なれは英取込み得者米抱込の途自ら可生」⁽²⁶⁾との考えから推進される日英協調路線に対して、芦田は懐疑的にならざるを得なかったのである。

この対米重視の認識に関連して、芦田が日英協調路線に懐疑的な見方をするいま一つの理由に、普遍主義や多国間主義が国際的な規範としての役割を果たしつつあるとの認識が挙げられる。芦田は、不戦条約の締結を契機としてアメリカの「聯盟に協力する程度が一層深められた」ことを指摘し、アメリカは事実上「孤立政策を国際協調政策乃至国際的干渉政策に変更した」と分析していた。⁽²⁷⁾その上で、満州事変に対するアメリカの不承認主義は「自国の利害の為のみに行動したと解するのは正当ではな」く、「九カ国条約や不戦条約の如き平和条約の權威が毀傷せられたと信じ、其の提唱者たり担保国たる地位からして、寧ろ世界平和の保障者として自ら居る矜持」に基づくものとして見るべきであると論じた。⁽²⁸⁾このことは、芦田が普遍主義や多国間主義を単なる理想としてだけでなく、現実の国際政治を規律する規範として捉えていることを示している。実際、連盟脱退後の日本が国際協調に復帰する上で最も考慮すべき点は「連盟規約とか、不戦条約とかいふ主義の問題と東洋の現実の情勢とをどう調和していくか」にある、と芦田は考えていた。⁽²⁹⁾そのような芦田からすれば、勢力圏外交の発想に基づく日英協調路線は時代錯誤も甚だしく、到底アメリカの受け入れるところとはならず、結局のところ日英関係の修復にも役立たないものに見えたのである。⁽³⁰⁾

以上のような対米認識とそれに基づく普遍主義や多国間主義を重視する国際認識を前提としたとき、芦田の対ソ協調論については次の二点が注目される。第一に、芦田の対ソ協調論は英米への対抗といった勢力均衡論的発想から唱えられたものではないことである。先行研究が指摘するように、ワシントン体制の特徴の一つはソ連を

排除してきたことにあり、そのようなソ連と提携することは論理的には反米的性格を有せざるを得ない。⁽³¹⁾この点に
関して、芦田が一方で対ソ協調の必要性を訴えながら、他方で「日本は露西亜と同盟することによって積極的な利
益は何もないと思ひます」⁽³²⁾（傍点筆者）と述べているのは、対ソ提携の持つ反米的性格を意識しているからに他な
らない。それゆえ、芦田は、日ソ二国間協調ではなく、「満州国を中心として露支両国と日本との間にロカルノ型
の不侵略条約、仲裁約定を結ぶ」という「極東ロカルノ」構想を提唱した。⁽³³⁾芦田は、日ソ関係を多国間協調の枠組
みの中に位置づけることで対ソ提携が持つ反米的性格を薄めるとともに、アメリカ外交の基調である多国間主義を
尊重することによって対米協調への足がかりとなることを期待したのである。芦田が「極東ロカルノ条約を提唱す
る丈けでも〔日米〕両国の諒解に資する処は少くないであらう」⁽³⁴⁾と述べているのは、このことを端的に示している。

第二に、対ソ協調の根拠として、芦田がソ連の集団安全保障政策に注目していることである。満州事変以後、対
日宥和に終始していたソ連は、一九三二年一二月に日本が不可侵条約の締結を拒否するに至って急速に極東兵備の
拡充を図り、日ソ関係は次第に悪化していった。それにもかかわらず、その後も芦田は、対ソ協調の可能性は十分
にあると判断していた。⁽³⁵⁾こうした芦田の判断を支えていたのが、リトヴィノフによる集団安全保障政策⁽³⁶⁾の展開で
あった。芦田は、一九三〇年七月以来外務人民委員として西欧列強との国交回復や東欧諸国との不侵略条約の締結
を主導し、さらに一九三三年一月にアメリカとの国交正常化、翌年九月には国際連盟への加入を果たすなど、革
命外交から集団安全保障政策へとソ連外交を転換させたリトヴィノフの外交手腕を高く評価していた。⁽³⁷⁾

もっとも、芦田にとって、リトヴィノフ外交は手放しで称賛できるものではなかった。なぜなら、リトヴィノフ
による集団安全保障政策の成功は、英米がヨーロッパにおけるドイツの台頭を共通の脅威として認識するように
なった結果であり、また東アジアにおける日本の膨張政策を牽制したいという思惑の結果であって、「この無形の

利益はやがて極東に対する外交にも利用されることは疑ない⁽³⁸⁾からである。したがって、ソ連の集団安全保障政策は、日独という東西の脅威に対して「自国の外交的地位を強くせんとする試みであ」り、国際的な日本の立場を不利なものへと追い込むものであった⁽³⁹⁾。

だが一方で、芦田は、ソ連の連盟加入が「国際的にソヴェート政府の地位を鞏固にしたことは疑ひないとしても、之によって、ロシアの不安を除去しその政策を平和的ならしめる効果あるものと思はれる」と論じている⁽⁴⁰⁾。すなわち、連盟加入によって、ソ連を「平和政策に固守しなければならぬ破目に立たしめたものと見る事ができ」るため、むしろ「日露間の緊張した雰囲気を解消させることも左程難事ではな」くなったというのである⁽⁴¹⁾。

こうした芦田の見方は、必ずしも特別なものという訳ではない。例えば、フランス外務省は、ソ連の連盟加入が極東に及ぼす影響を懸念する日本に対して、「蘇聯邦が日本に対し侵略的意図を有すとは其の連盟加入は自縄自縛となり却って不利」となること⁽⁴²⁾、あるいは「蘇国が連盟の一員となる結果は同国に連盟規約による義務を負はしめ日本に対しても安全を増す」ことを説明している⁽⁴³⁾。確かに、これらの説明は、一方で日本の懸念をかわすための方便ともいえるものであるが、他方で国際連盟の中核をなす集団安全保障の理念が一九三〇年代のヨーロッパ各国において勢力均衡に代わる安全保障政策の引照基準として現実に作用していたことを反映するものでもあった⁽⁴⁴⁾。芦田は、そのようなヨーロッパ情勢を踏まえた上で、集団安全保障の理念について戦争違法化を原則として戦争の手段である軍備の縮小を各国に承認せしめたものという連盟規約が規定する通りの理解を示し⁽⁴⁵⁾、同時にこの集団安全保障の理念が持つ規範的な力に信頼を置いていたのである⁽⁴⁶⁾。

以上のように、芦田は、ソ連の集団安全保障政策について、日本を包囲するための策動というよりも東アジアにおける多国間協調の枠組みを再構築するための好機として捉えるべきであると分析した。こうした芦田の分析は、

集団安全保障が戦争違法化を原則として軍縮を推進するものであるという理解から導かれたものであった。そして芦田は、実際にソ連の集団安全保障政策に積極的に対応することで満州事変によって動揺した東アジアにおける多国間協調を立て直し、多国間主義を基調とするアメリカとの関係改善を図ることを考えていたのである。

一方、協和外交を掲げて連盟脱退後の東アジア国際秩序の均衡回復を模索する広田外交も、日ソ間の懸案であった北滿鉄道買収交渉を妥結させるなど、対ソ緊張緩和路線をとっていた。⁽⁴⁷⁾しかし、先行研究でも指摘されているように、一九三五年の陸軍による華北分離工作を受けて、広田外交は、対ソ緊張緩和路線から「防共的国際協調主義」路線へと転換していく。⁽⁴⁸⁾次節では、こうした「防共」外交への芦田の対応を論じる。

第二節 「防共」外交批判

華北分離工作は、一九三四年末から翌年初めにかけて相次いでおこなわれた中国在勤の現地陸軍武官会議の決定に基づき、華北における中国国民党勢力を打倒し、親日的区域を拡大することを目的として開始された。この華北工作によって、塘沽停戦協定以後の落ち着きを取り戻した東アジアの国際環境は再び緊迫化することになった。⁽⁴⁹⁾

芦田は、華北工作が内蒙古にまで進展する中で、「日露戦争ハ不可避となりつゝ、ある」⁽⁵⁰⁾との危機感を抱く一方で、伊エ紛争の動向に強い関心を寄せていた。伊エ紛争は、一九三四年二月に伊領ソマリランドのイタリア軍が国境を越えてエチオピア軍を攻撃したことに端を発し、翌年一〇月に入ってイタリア軍がエチオピアに本格的に侵入を開始したことによりヨーロッパの国際情勢を動揺させていた。

芦田がこの伊エ紛争に注目した理由の一つには、「正義と公平の立場から国際紛争を平和的に解決する任務を有」する国際連盟の存在意義に関わる重大な問題であると認識していたことにある。⁽⁵¹⁾すなわち、「国際連盟の權威の失

墜は即ち集団的安全保証⁽⁵²⁾の失敗であり、欧洲の平和を維持する力が甚しく弱められることを意味する」として、集団安全保障の実効性に関わる問題として伊エ紛争を注視していたのである。⁽⁵³⁾その後、一九三五年一〇月五日に連盟がイタリアの侵略を認定すると、「侵略国の宣告を受けたイタリアが国際連盟から除名された暁には、将来永く世界の輿論から糾弾せらるべきは自然の勢ひである」としてイタリアを非難するとともに、⁽⁵⁴⁾「僕は少くともムッソリーニやヒットラーの没落を待ち構へてゐる」とその日記に記したように、⁽⁵⁵⁾芦田は集団安全保障によってイタリアの侵略が阻止されることを期待していた。

だが、芦田が華北工作とは一見無関係とも思える伊エ紛争に注目した最大の理由は、伊エ紛争を対ソ協調あるいは国際協調復帰の好機として捉えていたことにある。確かに、芦田は、伊エ紛争における対伊制裁に積極的なソ連の動向について、「将来国際連盟の威力を自己に有利に利用せんとする底意に外ならない」と分析していたが、⁽⁵⁶⁾他方で「今回の紛争は極東問題の解決の為に両国政治家に與へられたる絶好のチャンス」であるとも見ていた。⁽⁵⁷⁾この点について、芦田は具体的な内容には触れていないが、連盟による対伊制裁に日本も加わることで連盟との協調、少なくともソ連との協調回復を図るべきことを示唆したものと思われる。実際、芦田は「外務省に行つて、通商局長と条約局長を訪ね、伊エ事件に関する economic sanction の適用の話⁽⁵⁸⁾を聞」いている。

また、こうした連盟による対伊制裁を通じて国際関係における日本の立場を改善しようとする考えは、芦田に限らず、脱退後も連盟外交に携わるヨーロッパ在勤の外交官たちの間で広く検討されたものであった。例えば、駐仏大使の佐藤尚武は、「余り深刻に伊を非難せは我自ら日支事件中の行動を否認するの珍現象を招致」する恐れがあるとしつつも、⁽⁵⁹⁾「不取敢の措置として伊『エ』両国への武器輸出を禁止し其の旨宣言せらるること目下の事態に際し帝国の態度を公明ならしむるのみならず他日万一再ひ日支間に不幸にして紛争起りたる場合等に備ふる為にも適

当なるへし」との意見を具申している。⁽⁵⁹⁾ 他にも、ジュネーブの国際会議帝国事務局長代理の横山正幸は、伊エ両国に対する「武器輸出禁止の実施」は「米国と歩調を一にする利益に付て見るも充分の考慮に値するものと認めらる」として、中立法の発動によって実質的に対伊制裁に参加するアメリカとの関係改善の契機になり得るとの見方を示した。⁽⁶⁰⁾ 要するに、芦田やヨーロッパ在勤の外交官たちは、華北工作によって日本の国際的な立場が一層悪化することに危機感を抱きつつ、連盟による対伊制裁に対して共同歩調をとることによって国際協調への復帰の糸口を掴もうとしていたのである。

しかし、本省の判断は、「此の際我方より進んで連盟の対伊裁決を是認し連盟の制裁を援助するものと解せらるゝ、か如き通報を為すことは帝国か非連盟国として連盟の政治的活動には一切関与せざる根本方針にも戻る」として、ヨーロッパ在外公館からの意見具申を斥けるものであった。⁽⁶¹⁾ このとき既に本省では、華北問題収拾のために広田三原則と呼ばれる新たな対中方針を策定し終えていたためである。⁽⁶²⁾ すなわち、本省は、排日運動の停止と満州国の承認、共同防共を対中交渉の前提条件とする広田三原則によって、陸軍による華北工作を対ソ防衛の観点から正当化することでその行動を華北に限定するとともに、欧米政界の一部に存在する反ソ・反共イデオロギーに訴えかけることで列国との関係悪化を食い止める方針を固めていたのである。

外務省がこうした反ソ・反共イデオロギーを導入した「防共」外交へと転換した理由については、軍部の政治的影響力が増す中で積極的な大陸進出を図る陸軍の主張がある程度容認しなければならない状況に追い込まれていたこと、また省内において「防共」外交への転換を主導した重光は一九二〇年代から中国における民族主義運動に対してソ連のイデオロギー的影響力が浸透しつつあることに危機感を抱いており、同様の危機感が中国勤務の経験を持つ外交官、例えば欧米派の吉田などにも幅広く共有されていたことが知られている。⁽⁶³⁾

ただ、ここで改めて注目しておきたいのは、重光にとって、連盟による対伊制裁に同調することによって日本の国際的な立場を改善するというような提案は、「防共」外交に代わり得る選択肢にはならなかったという点である。外務次官として広田協和外交を実質的に取り仕切った重光によれば、そもそも「協和外交」とは「協調外交と同じく外交工作に依る平和手段であるか『コレクティヴ、システム』に依らずして『インデヴィデュアル、メソッド』て行くこと」であった。⁽⁶⁴⁾ なぜなら、「日支の關係は他国の介入なき時に於て初めて正道に上る。他国が容喙すれば結局日支の親善はとうしても出来」ないのであって、「『コレクティヴ、システム』を止めなければ」ならないからである。⁽⁶⁵⁾

このように一九二〇年代の多国間協調の枠組みを否定し、日中提携による新たな東アジア国際秩序を模索する重光にとって、伊エ紛争は「資源に恵まれざる国の要求する現状打破の顕著なる例証であり」、「独逸が『ヴェルサイユ』條約の被圧迫国として現状打破の機会を捉ふことは極めて自然」なことであった。⁽⁶⁶⁾ それゆえ、「防共」外交への転換が対ソ關係において利害を同じくするドイツとの接近を促し、一九三六年十一月の日独防共協定の締結という結果をもたらすと、重光はこれに一定の評価を与えるようになるのである。⁽⁶⁷⁾

しかし、このとき駐英大使の吉田が「最近英上下の対独感情良好ならざる際日独協定締結せられ自然英の対日感情悪化せりとの点は遺憾乍ら事実なり」と報告したように、⁽⁶⁸⁾ 対独接近が英米との關係と矛盾することは明らかであった。こうした観点から、吉田はソ連脅威論を強調して日英協調の必要性を説く一方で、決して日独防共協定を支持しようとはしなかったのである。⁽⁶⁹⁾

一方、芦田もまた対独接近に反対であった。芦田は、一九三三年一〇月のドイツの連盟脱退に際して、「我等はドイツの進退に対して同情を表する必要もなく、又世界が日本とドイツとを同一の範疇に押込まんとするならば、

それは我等にとつて甚だしい迷惑である」と述べたように、再軍備要求によって連盟体制に挑戦するドイツとの接近には以前から警戒していた。⁽⁷⁰⁾したがって、二・二六事件後に組閣の天命を拝した広田に代わって外相に就任した有田八郎の下で対独接近が具体化していくと、芦田は有田を訪問して、「日独協定の反対意見を述べ」、「興奮して議論した」。⁽⁷²⁾その後、実際に日独防共協定が締結されると、「この協定の政治的結果として、支那を決定的にロシアの懷に追込み、英米をして我國の真意に疑惧の念を抱かしめ、國際環境を一層險惡ならしめた」と糺弾する⁽⁷³⁾にも、「この不利益な情勢を転換する」ためには「現内閣の處決を促すことが唯一最善の方策」であるとして、広田内閣の倒閣にまで言及するほど強烈な批判を展開した。⁽⁷⁴⁾

加えて、芦田の批判は吉田とは異なり、「防共」外交の論理それ自体にも向けられていた。芦田は、日英同盟やワシントン体制が中国の領土を保全する機能を果たしてきたことを指摘し、「若し、支那を分割する勢力があるとすれば、それは日本その者である」という状況にあつてイギリスが日本との協調に應じるはずがないこと、むしろ「曾ては日本と同盟して支那市場の保全を策し、ロシアの進出を防止せんとした英国は、ソ連邦との提携によって、同一の目的を達成せんと期待してゐる」ことを挙げて、「防共」外交が全く説得力を欠いた論理であることを指摘した。イギリス外交は「依然として國際連盟主義、集團安全保障主義」であり、ソ連の連盟加入以後は「英露両国の政策が期せずして一致する形となつてゐる」、というのが芦田の分析であつた。⁽⁷⁷⁾したがって、芦田から見れば、「保守党一派は今尚依然として伝統的日英友好關係を捨てず」としてソ連を仮想敵とした日英同盟の復活に期待する吉田のような見方は、「見当違ひの推測」でしかなかつたのである。⁽⁷⁸⁾

このようなイギリス外交をめぐる芦田と吉田の分析の相違は、根本的には二人の國際政治觀の差異に起因するものであつたように思われる。駐英大使時代の吉田が対英接近工作を行う際に、勢力均衡を引照基準とするイギリス

保守党の伝統的な外交手法に対する親近感から、イーデンをはじめとする外務省を迂回して、チェンバレンらに直接働きかけたことはよく知られているが、一方の芦田は、「老巧や手管による英国式外交」には「うんざり」しており、むしろ「年壮気鋭なイーデンによって、世界平和の理想の幟が一層色濃く世界をリードする日の来ることを待つ」ようになっていた。⁽⁸¹⁾すなわち、吉田のイギリス外交分析が旧外交的な勢力圏外交の発想に基づいていたのに対して、芦田の分析には連盟を中心とする普遍主義に対する期待と共感が働いていたのである。

したがって、芦田にとつて、中国本土に対する武力進出を意味する華北工作はもちろん、これを追認するかのような「防共」外交の論理は到底容認できるものではなかった。実際、一九三七年三月十一日の第七〇回帝国議会本会議において質問演説に立った芦田は、日中関係の改善が進捗しないのは「之を破壊するが如き行動が、白昼公然行われて居ったためであり」、「領土的野心を以て長城の外に武力を行使するが如きは、断じて戒めねばならぬ」と論じるとともに、「日『ソ』関係の重点を共產主義の宣伝に置くと云ふことでは、当分両国の関係は改善の見込がな」く、「此方策を極端に押進めて行くならば、我国も遂に『イデオロギー』に依る国際的対立の渦中に、捲込まれる危険がある」と指摘して、華北工作の撤回と「防共」外交の転換を求めている。⁽⁸²⁾芦田は、華北工作以後も一貫して、ソ連との協調を軸に東アジアにおける多国間協調の枠組みを再構築し、これによって対米関係改善の機会を見いだすという「極東ロカルノ」構想に期待していたのである。⁽⁸³⁾

しかし、この質問演説から四ヶ月後の七月七日、北京郊外の盧溝橋で日中両軍による武力衝突事件が発生、事件に際して、「極東における恒久的な平和のためにも、日中両国政府には事件拡大を抑制するための献身的な努力を熱望する」⁽⁸⁴⁾とした芦田の期待は裏切られ、盧溝橋事件は日中全面戦争へと発展していった。このとき、「過去数年来の自分等の努力が凡て瓦崩に帰した」とその日記に記したように、⁽⁸⁵⁾日中戦争の勃発によって、東アジアにおける

多国間協調の枠組みを再構築しようとする「極東ロカルノ」構想は、完全に破綻することになったのである。

第二章 日中戦争の勃発と国際認識の変容

日中戦争勃発直後の芦田は、「雑誌の原稿ハ断つてゐる」とその日記に記しているように、これまでの活発な執筆活動を一時的に休止するようになった。その理由の一つには、「新聞記者として思ふ事か書けず議員として思ふことが云へない」という戦時体制への移行にともなう言論の制約があった。⁽⁸⁷⁾しかし、より深刻だったのは、「悲観して居た処で之を顛へす実行が無ければ、仕舞じやないか」という叫びに対して「實際其通だ」としか答えられなかったように、⁽⁸⁸⁾「極東ロカルノ」構想の破綻によつて芦田自身が具体的な外交論を失っていたことであつた。こうした中で、芦田は日中戦争に対する日本の立場を諸外国に説明するための国民使節の一員に推薦され、欧米を訪問することになった。

本章では、まず国民使節としての芦田の活動を論じ、つづいて欧米訪問後の国際認識について検討する。

第一節 国民使節としての欧米訪問

一九三七年の国民使節の全容については、日中戦争期における対米宣伝工作の研究の中で既に明らかにされており、⁽⁸⁹⁾これとの重複を避けるため、本節では次節で扱う欧米訪問後における芦田の国際認識を念頭に置きながら国民使節としての活動を概観する。

そもそも国民使節派遣のきっかけの一つは、九月六日の衆議院予算委員会において政友会代議士の岡田忠彦が米国産業別労働組合会議傘下の船荷積込従業員組合による対日ボイコットへの懸念を表明し、日中戦争における日本

の立場を進んで説明する遣外使節の派遣を求めたのに対して、広田外相がこれに積極的に応じたことであった。この国民使節に芦田が選ばれた経緯は、同月二九日に政友会の松野鶴平幹事長から推薦を受けたことによる。⁽⁹⁰⁾ このとき芦田は、「日支事変に対する我国の立場を諸外国に説明するために、社会各層より国民使節 People's Envoy を派遣する議起り」、「其一人として専ら欧洲大陸へ行けとの」話を持ち上がると、「直ぐに承諾の気分とな」ったというように、⁽⁹¹⁾ 翌月四日には承諾を与えている。その後、一日に外務省との間で打合せをおこない、翌日、翌々日には陸海軍務局長とそれぞれ面談し、一四日に龍田丸で横浜港を出発した。

国民使節による宣伝工作の方針については、日中戦争の勃発と拡大の責任が中国にあること、中国の共産化を防止するという観点から日本の立場を支持すべきこと、といった「防共」外交の延長線上に位置づけられるものであったことが知られている。⁽⁹²⁾ 一方、前章で論じたように、芦田は、中国における日本の軍事行動に批判的であり、これを容認するかのような「防共」外交の論理は到底受け入れられないとしてその転換を要求していた。

だが、国民使節としての芦田は、こうした自らの意見を封印し、日本の立場を弁明することに終始した。例えば、最初の訪問国であるアメリカでニュース映画を見た芦田は、「日支事変になるとトーキーは百パーセント反日本的である」と苦々しい思いを綴り、⁽⁹³⁾ イギリスでは日本の立場を頑として認めようとしないうるカドガン外務次官補について「彼の頭は全く Stimson である」と批判的に記述している。⁽⁹⁴⁾ また、ルーマニア国王カール二世との会見の際には、「日本の領土的野心なきこと、排日運動や共産運動の放棄さるべきこと」を説明するなど、自らの考えとは異なる「防共」外交の論理を用いることすらあった。⁽⁹⁵⁾ この他に、芦田はアメリカとベルギーにおいてラジオ放送を通じて日本の立場に対する理解を呼びかけているが、それは外務省との間で入念な準備を経ておこなわれたものであった。⁽⁹⁶⁾

このように、国民使節としての活動は外務省による対外宣伝工作の一端を担うものであり、芦田はこれに積極的に関与したのである。⁽⁹⁸⁾このことは、日中戦争勃発以後の一層悪化した日本の国際的な立場を何とか好転させたいという思いの現れであり、芦田のナショナリスティックな一面を象徴するものであるといえる。

しかし他方で、芦田は、決して「防共」外交の論理を本心から説いた訳ではなかったし、こうした宣伝工作によって対外関係が劇的に改善されるというような楽観的な見通しを持っていた訳でもなかった。むしろ、国民使節の旅によって直接欧米の空気に触れたことで、日本の対外政策に対する芦田の危機感はより強まった。実際、訪英中の芦田は大使の吉田に対して、「日本は決定的に *Facist international* に加盟した。これを常道に引戻すに十年かゝる」。日本はどうなるか。行く処を行くのだ」と述べて、日独防共協定への懸念を率直に打ち明けている。⁽⁹⁹⁾

またフランス訪問後には、「支那に対する日本の根本方針を説明したが中々納得させるのは難しい」とも述べている。⁽¹⁰⁰⁾確かに、駐米大使館参事官や在ニューヨーク総領事として宣伝工作に携わった森島守人が国民使節の活動について、「帰国後自分の活動を大袈裟に吹聴し、彼らの遊説などの結果対外関係が急転直下改善されたような印象を国民に与えることに努めていたが、実際のところ日米関係は、彼らのゆえに改善されたところは、少しもなかった」と冷ややかに振り返っているように、⁽¹⁰¹⁾使節団は日中戦争勃発後の深刻な国際環境の現実に対して楽観的な見通しを示す傾向が強かった。だが、芦田の婦朝報告を聞いた東亜局長の石射猪太郎が「外務省への忠言ヒシ／＼とこたへる」とその日記に記しているように、⁽¹⁰²⁾芦田は明らかに他の使節とは異なる国際認識を抱いて帰国したのである。

第二節 欧米訪問後の国際認識

日中戦争勃発直後、執筆活動を休止していた芦田は、国民使節の旅から帰国するとその活動を再開した。本節で

は、欧米訪問後に芦田が刊行した著書『欧米見たま、』⁽¹⁰⁾を手がかりとして、日中戦争前後における国際認識の連続と変容について検討する。

芦田は、同書においてまず、「今度私が外国に行つて一番感じたことは、欧羅巴各国の内政の一番困難な問題は思想的対立の先鋭化と云ふことにある」と述べて、ヨーロッパにおけるイデオロギー対立に注目する。芦田によれば、「此の現象は五六年以前には余りハッキリ見えなかつた現象」であり、「国内に於ける思想的対立が外国に対する態度を決定する。詰り国内の思想的傾向が外交問題の中核とな」つているという。さらに、「屢々耳にする所謂『持つ国』と『持たざる国』との争ひといふ事も、いづれは程度の問題」に過ぎず、根本的には「人生哲学乃至政治哲学の相違から生ずるものに外ならない」とまで言い切る。

その上で、こうした国際関係におけるイデオロギー対立という現象の中で「第一に問題となるのはアメリカの情勢」である、と芦田は述べる。なぜなら、「民主主義や自由主義を攻撃する声の聞へる場合、アメリカ人に取つては、単なるイデオロギーの問題を離れて、アメリカの本質的な存在を攻撃されたものと受取る」からである⁽¹⁰⁾。そして、ベルリン・ローマ枢軸に対して、「アメリカ人は漸次に戦争の覚悟を定めつ、ある」との判断を下すことも決して誤りではないとして、世界戦争勃発の可能性に言及するのである。

また、同書において芦田は、「現在の世界は軍備強行の時代」であるともいう。なかでも芦田が注目したのは、イギリスの軍備拡張であった。芦田によれば、これまでイギリスは「戦争に這入れば、広大な植民地と通商貿易を喪ふ危険に曝される」ため、「出来得る限り先へ戦争を延ばさうと力め」てきたという。一九三六年五月の対伊制裁の停止や同年三月のドイツによるロカルノ条約廃棄、翌年三月の独逸合邦に対する傍観的態度のいずれも、こうした戦争回避の心理の結果であつたと説明する。

しかし、その後イギリスの空気は変わりつつあるとして、芦田は注意を促す。すなわち、一九三七—三八年度予算以後の向こう五ヶ年にわたって総計一五億磅あるいはそれ以上を国防費に当てるという「歴史に見えない大規模の軍拡に着手した」ことを挙げて、「止むくんば戦う決心だけは着いた」ことを指摘するのである。しかも、こうしたイギリスの軍拡は、単に自衛というだけでなく、依然としてイギリスが「連盟精神とか、或は集団安全保障政策に対する執着を捨て得ない」こと、「従って英吉利が平和を求めるからと言って、平和に害あるものを除く為には、つまり平和の為に武力に慫へることは止むを得ないといふ考へ方」も影響しているという。それゆえ、「世界の平和と秩序とを維持する責任」からイギリスが戦争に踏み切る可能性があるととして、ここでも世界戦争の危険性を論じているのである。

このような欧米訪問後の芦田の国際情勢分析については、次の二点が注目される。第一に、国際関係におけるイデオロギー対立の重視である。一九三〇年代のヨーロッパが共産主義とファシズムの台頭によって激しいイデオロギー対立の渦中にあつたことはよく知られているが、これまでの芦田は、そうした「イデオロギーに依る国際的対立の渦中に、捲込まれる危険」を指摘し、反共イデオロギーに拘泥することなく対ソ協調論を説いてきた。したがって、芦田が国際関係におけるイデオロギー対立を重視するようになったことは、大きな変化のようにも見える。だが、ここで注意すべきなのは、芦田のイデオロギー対立についての理解の仕方である。芦田は、共産主義対資本主義といった構図ではなく、「防共団（独、伊を中心とする）と所謂自由主義国（英、仏、米を中心とする）との対立」として理解し、「来るべき世界大戦はファシズム対デモクラシーの闘である」との認識を示している。このことから、欧米訪問中の芦田が本心から「防共」外交の論理を説いていた訳ではないことがわかる。

加えて、それ以上に重要なのは、理念としての国際連盟体制がこの時点でもその権威を喪失していないと認識し

ている点である。そもそも芦田は、「持てる国」と「持たざる国」という問題設定によって戦争を正当化する議論を拒絶する。なぜなら、「現状打破といふ主義といふことで、周囲近所を、どこでも彼所も打破するといふことは、国際上認められない」からである。⁽¹⁰⁵⁾その上で芦田は、「デモクラシーを基調とする国際協調論Ⅱ之を具体化した国際連盟」を改めて評価し、「全体主義に反抗するデモクラシー」に基づいて「英、米、仏は同一の陣列を布き」、「全体主義の暴力を排撃」しようとしていることを論じているのである。⁽¹⁰⁶⁾

しかし他方で、このような芦田の国際情勢分析は、現実には連盟体制が崩壊し、世界が二つのブロックに分裂しているという認識の上に立っていることを意味している。しかも、その結果として、普遍的であるはずの連盟は、事実上ファシズムあるいは全体主義陣営に対抗するデモクラシー陣営の同盟として機能していることを認めている。このことは、一方で芦田が理念としての連盟を中心とする普遍主義的国際秩序を尊重しつつづけていたことを象徴するものであるが、他方で暴力によってこれを破壊しようとする勢力が現れたとき、連盟は敵対勢力への対抗という同盟と同じ役割を果たすことになるとの認識を持つようになったことを示している。

この点に関連して、注目すべき第二の点は、芦田の集団安全保障と軍拡に対する理解である。本来的に集団安全保障の理念は、戦争違法化を原則として戦争の手段である軍備の縮小を推進するものであり、芦田もこうした規範的な理解に立って対ソ協調の可能性に言及していたことは、前章で指摘した通りである。また、一九三〇年代における世界的な軍拡競争に対して、「相手に負けぬ軍備を考へるにしても、こちらの量を増すことを考へないで何故量を減らすことを考へないのであらうか。又百尺竿頭更に一步進めて何故軍備競争を促す様な事情を取除くことを考へないのであらうか」⁽¹⁰⁷⁾という問いかけも、同じく芦田が規範的な側面から集団安全保障を提えていたことを示している。

もつとも、イタリアのエチオピア併合やドイツによるラインラント進駐を前にして連盟が何ら効果的な手段をとることができなかったことで、芦田は集団安全保障体制に失望することになった。実際、欧米訪問以前の芦田は、独伊の行動を「国際連盟規約と不戦条約に対する挑戦」として非難する一方で、イギリスの宥和政策を「魂を売っても残骸を保持しようとの朝三暮四の政策に外ならない」としてより厳しい批判を加えるとともに、結局のところ連盟は「欧洲の実情を無視して黒豹に羊の皮を着せたもの」に過ぎなかったと酷評するようになっていた。⁽¹⁰⁸⁾

だが、欧米訪問後の芦田は、集団安全保障の失敗について、「一ハ経済不況、二ハ軍備不充⁽¹⁰⁹⁾」にあったと分析するなど、イギリスの宥和政策について、独伊の攻勢に対抗するだけの軍事力がない以上は合理的なものであったとの見方をとるようになった。その上で、芦田は、イギリスの急速な軍拡を集団安全保障の理念と結びつけて理解するようになった。確かに、本来的な集団安全保障の理念から見れば、「集団保障と再軍備との矛盾」⁽¹¹⁰⁾は、明らかであった。しかし、「平和の為に武力に懇へることは止むを得ない」という言葉が示すように、芦田は、集団安全保障が現実には適用されるためには十分な軍事力を必要とする、と理解するようになったのである。

以上、欧米訪問後の芦田の国際情勢分析の特徴を探ることによって、日中戦争前後における彼の国際認識の連続と変容について検討した。その結果、理念としての連盟体制の重視という点で連続性が指摘できる一方で、暴力によって国際秩序を破壊しようとする勢力に対して連盟は実質的に同盟として機能すること、またそうした勢力に対抗するためには十分な軍事力を必要とすることを認識するようになった点で変容が明らかになった。要するに、集団安全保障の理念が持つ規範的な力によって国際秩序が維持されるとしてきた従来の芦田の国際認識は、暴力によって現状打破を目指す独伊の台頭を受けて、これを抑制するためには実際のな力の裏付けが必要であるとの認識へと変化したのである。このことは、芦田が『欧米見たま、』において何度も世界戦争勃発の危険性に言及してい

ることと決して無関係ではない。欧米訪問後の芦田の国際認識に基づけば、中国への武力進出に他ならない日中戦争という事態を前にして、連盟体制を維持しようとする英米と日本との対決は避けられないからである。

次章では、こうした芦田の国際認識を踏まえた上で、具体的に日中戦争勃発以後における彼の外交論を検討する。

（1）当該時期における芦田の足跡については、村井良太「解題五 逆風の中での政党政治家芦田均の誕生——一九三一—一九三六年」、植田麻記子「解題六 戦時下の芦田——一九三七—一九四四年」福永文夫・下河辺元春編『芦田均日記』第五卷（柏書房、二〇一二年）所収を参照。

（2）拙稿「芦田均の国際政治観（一）・（二）・完——満州事変前後における連続性を中心に——」『阪大法学』第六〇巻第二・三号（二〇一〇年七月・九月）、同「解題二 外交官としての出発——一九二二—一九二二年」『芦田均日記』第五卷所収を参照。

（3）芦田均『国際外交の智識』（非凡閣、一九三四年）一四六、六二頁。

（4）同前、二二一—二二二、二一〇頁。

（5）同前、二二〇—二二一頁。

（6）同前、二二一頁。

（7）進藤榮一「解題——日記と人と生涯——」進藤榮一・下河辺元春編『芦田均日記』第一卷（岩波書店、一九八六年）二八—二九頁を参照。

（8）同前、三四頁を参照。

（9）ただし、芦田が満州国の成立を容認したのは、政府による満州国の正式承認以後のことであり、それ以前は、国際連盟の枠組みの中で解決すべきであると論じていた（前掲、拙稿「芦田均の国際政治観（二）・完——満州事変前後における連続性を中心に——」一六二—一六五頁を参照）。

（10）もともと、本稿は、芦田がナショナリストではなく国際主義者であったとか、リアリストではなく理想主義者であったということを論じたい訳ではない。本稿の目的は、芦田の中でナショナリズムと国際主義がどのように共存あるいは相克していたのかを問うことであり、また芦田の国際情勢分析を支える認識枠組みがいかなるものであったのかを明らかに

することにある。

(11) この点に関して、そもそも芦田の変貌と捉えるか否かで争いがある。例えば、進藤榮一氏は、「第二次大戦後の冷戦の展開と、朝鮮戦争を機にしたその熱戦への転化のなかで、芦田のソ連外交像が急速に変容していったと指摘するのに対して（前掲、進藤榮一「解題——日記と人と生涯——」二八～二九頁）、渡辺昭夫氏は「この時期（占領期）の芦田をリベラルとし、後年、再軍備論者、反共主義者として変身すると見る向きもあるようだが、こと『反共』に関するかぎり、芦田に転向はない」、あるいは「後年の芦田を再軍備等々に關して『右』へ転向したと見るよりも、それを論理的発展としてとらえた方がよさそうである」と論じる（渡辺昭夫「書評と紹介 進藤榮一・下河辺元春編『芦田均日記』第一巻、第二巻』『日本歴史』第四六五号、一九八七年二月、一一〇～一一二頁）。

(12) 外務省記録からこの点に迫った研究として、濱口學「両大戦間期の外務省記録に現れた『集團的安全保障』」「外交史料館報」第一四号（外務省外交史料館、二〇〇〇年六月）、同「一九三〇年代の外務省記録に現れた『包圍政策』」同一六号（二〇〇二年六月）がある。なお、国際政治史の観点から集團安全保障と同盟の概念について整理した、高坂正堯「集團安全保障と同盟の変遷——理念と現実」「国際問題」第二五八号（一九八一年九月）も参照。

(13) 酒井哲哉「英米協調」と『日中提携』「年報近代日本研究」一一（山川出版社、一九八九年）八〇～八六頁、服部龍二「広田弘毅」（中央公論新社、二〇〇八年）第三章を参照。なお、欧米派とアジア派の区分については、臼井勝美「外務省——人と機構」細谷千博他編『日米開戦史——開戦にいたる一〇年——』第一巻（東京大学出版会、一九七一年）一一七頁を参照。

(14) 芦田均『高速度支那の旅』（膳写版、一九三〇年）二四頁。なお、本稿では史料の引用に当たり、原則として、カタカナはひらがなに、旧字体は新字体に改めた。

(15) 同前、七四頁。

(16) 「日支親善問題座談会」『東洋経済新報』第一六四一号（一九三五年二月三日）五〇頁。

(17) こうした外交官の中国認識の相違について、小池聖一「『国家』としての中国、『場』としての中国——満州事変前、外交官の中国認識——」「国際政治」第一〇八号（有斐閣、一九九五年三月）を参照。

(18) 細谷千博「一九三四年の日英不可侵協定問題」『国際政治』第五八号（有斐閣、一九七七年三月）、波多野澄雄「リ-

ス・ロスの極東訪問と日本——中国幣制改革をめぐって——」同前、松浦正孝「再考・日中戦争前夜——中国幣制改革と児玉訪中団をめぐって」同一二二号（有斐閣、一九九九年三月）を参照。

(19) 芦田均「対支政策を中心とする当面の我が外交諸問題」『ダイヤモンド』第三卷第九号（一九三五年三月二日）一〇五頁。

(20) 芦田均『最近世界外交史』後篇（明治図書、一九三四年）七三〇～七三二頁。

(21) 芦田均「孤立外交の転換」『経済往来』第八卷第四号（一九三三年四月一日）一九九頁。

(22) 芦田均「孤立日本の外交」『実業之日本』第三九卷第一九号（一九三二年一〇月一日）四八頁。

(23) 「連盟脱退孤立日本の将来」座談会『文藝春秋』第二二卷第四号（一九三三年四月一日）二一五頁。

(24) 前掲、芦田均「孤立外交の転換」二〇〇頁。

(25) 一九二七年六月一〇日付在奉天吉田総領事発田中事務大臣宛電報『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第一卷、一七三頁。

(26) 一九三九年八月一七日付宇垣一成宛吉田茂書簡別紙『吉田茂書簡』（中央公論社、一九九四年）二二五頁。

(27) 前掲、芦田均『最近世界外交史』後篇、七八六頁。

(28) 同前、一一三七頁。

(29) 前掲「連盟脱退孤立日本の将来」座談会、二二三頁。

(30) 実際、一九三四年に検討された日英不可侵協定案は、アメリカの危惧に配慮した結果挫折した（井上寿一『危機のなかの協調外交——日中戦争に至る対外政策の形成と展開——』山川出版社、一九九四年、第四章を参照）。

(31) 酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊 内政と外交』（東京大学出版会、一九九二年）一五一～一五六頁を参照。

(32) 前掲「連盟脱退孤立日本の将来」座談会、二二五頁。

(33) 前掲、芦田均「孤立外交の転換」二〇〇頁。

(34) 同前。

(35) Hitoshi Ashida, "Japan's Foreign Policy in 1934", *Japan Times & Mail*, January 1, 1934.

(36) この点に関し Jonathan Haslam, *Soviet Foreign Policy, 1930-33: The Impact of the Depression* (Macmillan, 1983); *The Soviet Union and the Struggle for Collective Security in Europe 1933-1939* (Macmillan, 1984) を参照。

- (37) 例えば、芦田均「リトヴィーノフの外交行脚」『国際知識』第一四卷第一号（一九三四年一月一日）八二～八九頁、同「独逸を脱む三人男」『中央公論』（一九三六年五月一日）三四一～三五〇頁を参照。
- (38) 芦田均「ソ連邦の連盟参加」『経済情報』第九卷第二号（一九三四年一〇月二日）二八～二九頁。
- (39) 同前、二八頁。
- (40) 芦田均「條約廢棄と列強の動向」『中央公論』第五〇卷第一号（一九三五年一月一日）五五頁。
- (41) 同前、五五～五六頁。
- (42) 一九三四年三月二九日付在仏国佐藤大使発広田外務大臣宛電報『日本外交文書』昭和期Ⅱ第二部第三卷、一五五頁。
- (43) 一九三四年八月一日付在仏国三谷臨時代理大使発広田外務大臣宛電報、同前、一七一～一七二頁。
- (44) 植田隆子『地域的安全保障の史的研究——国際連盟時代における地域的安全保障の研究——』（山川出版社、一九八九年）第Ⅱ部を参照。
- (45) 連盟規約第八条は、「連盟国は、平和維持の爲には、其の軍備を国の安全及国際義務を協同動作を以てする強制に支障なき最低限度迄縮小するの必要あることを承認す」と規定する（奥脇直也・小寺彰編『国際条約集』有斐閣、二〇一二年、三九頁）。
- (46) 例えば、芦田は、Vera Dean, *Europe in retreat* (A. Knopf, 1939), pp. 48-63 の東方ロカルノ構想について書かれた部分について段落ごとに印をつけており、東方ロカルノ構想が仏ソ提携を意味する一方で、「連盟規約の枠内で成立すべきである」という考えが強く働いていたことを認識していた。
- (47) 華北分離工作以前の外務省において、欧米派とアジア派ともに対ソ緊張緩和の必要性を十分認識していたように思われる。この点に関して、欧米派の東郷茂徳欧米局長が、ソ連による不可侵条約締結の申し出に対して積極的であったことはよく知られているが、アジア派の有田八郎外務次官や谷正之亜細亜局長も「カムフラージュして、ソ満間の條約となすこと」には「全幅の賛意」を表していたという（森島守人「陰謀・暗殺・軍刀——一外交官の回想——」岩波書店、一九五〇年、一〇一～一〇四頁を参照）。また、有田の後任でアジア派の重光は、日ソ不可侵条約の締結には慎重であったものの、日ソ間において「平和的外交工作が進んで行き得るたらう」と考えおり（「我外交陣容ノ充実改善ニ就テ」『本邦対内啓発関係雑件 講演関係 本省員講演関係』外務省外交史料館所蔵、外務省記録 A.3.3.0.2-1-1）、重光の発案に

よって一九三四年一〇月から巡閲使として欧米を歴訪した吉田も、「モスコーではリトヴィノフ外相、パリではラヴァル外相と会って、日ソ関係改善のため、ソ満国境から日ソ両軍を引き下げることにについて、いろいろ話し」たという（吉田茂「大磯の松籟」『中央公論』第八〇巻第一二五号、一九六〇年二月一日、二〇六頁）。

(48) 酒井哲哉「防共概念の導入と日ソ関係の変容」『北大論集』第四〇巻第五・六号・Ⅱ（一九九〇年四月）、前掲、同『大正デモクラシー体制の崩壊 内政と外交』第二章第三章を参照。

(49) 華北分離工作について、さし当たり、島田俊彦「華北工作と国交調整」『太平洋戦争への道』第三卷（朝日新聞社、一九六二年）所収を参照。

(50) 福永文夫・下河辺元春編『芦田均日記』第三卷（柏書房、二〇二二年）一九三五年一〇月七日の条。

(51) 「エチオピア問題の重要性」『報知新聞』（一九三五年七月五日）「芦田均関係文書」一四〇（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

(52) 芦田均「エチオピアを繞る国際情勢」『実業之日本』第三八巻第一九号（一九三五年一〇月一日）三〇頁。

(53) 芦田均「伊エ紛争の拡大性」『外交時報』第七四二号（一九三五年十一月一日）六頁。

(54) 『芦田均日記』第三卷、一九三五年一〇月一日の条。

(55) 芦田均「迷走低気圧の欧州」『日本評論』第一〇巻第二二号（一九三五年二月一日）一三三頁。

(56) 芦田均「伊エ紛争と列強の態度」『東方公論』第一〇巻第一一号（一九三五年二月一日）一七頁。

(57) 『芦田均日記』第三卷、一九三五年一〇月八日の条。

(58) 一九三五年七月二四日付在仏国佐藤大使発広田外務大臣宛電報『日本外交文書』昭和期Ⅱ第二部第四卷、一八二頁。

(59) 一九三五年一〇月一五付在仏国佐藤大使発広田外務大臣宛電報、同前、二〇八頁。

(60) 一九三五年一〇月一四日付在ジュネーブ横山国際会議事務局長代理兼総領事発広田外務大臣宛電報、同前、二〇六頁。

(61) 一九三五年一〇月二六日付広田外務大臣発在ジュネーブ横山国際会議事務局長代理兼総領事宛電報、同前、二二四頁。

(62) 広田三原則の策定過程については、守島康彦編『昭和の動乱と守島佐郎の生涯』（華書房、一九八五年）八〇～八五頁を参照。

(63) 前掲、酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊 内政と外交』第二章第一節を参照。

(64) 前掲「我外交陣容ノ充実改善ニ就テ」。濱口學「外務省陣容強化に関して重光次官が昭和十年三月二十二日に行った講演」『外務省外交史料館報』第一七号（二〇〇三年九月）も参照。

(65) 同前。

(66) 一九三五年八月一日付重光外務次官「国際関係ヨリ見たル日本ノ姿」『日本外交文書』昭和期Ⅱ第二部第四卷、一五頁。

(67) ただし、重光が「防共」に重点を置くことで日独協定と英米との関係改善を両立させようと考えていたことには注意を払う必要がある（武田知己「重光葵と戦後政治」吉川弘文館、二〇〇二年、一一四～一六頁を参照）。

(68) 一九三六年二月二五日付在英国吉田大使発有田外務大臣宛電報『日本外交文書』昭和期Ⅱ第二部第五卷、三三五頁。

(69) 吉田茂「回想十年」第一卷（新潮社、一九五八年）四〇～六〇頁を参照。

(70) 芦田均「ドイツの連盟脱退」『外交時報』第六九五号（一九三三年二月一日）七頁。

(71) 日独防共協定締結過程における有田の主導的役割を強調するものに、ゲイロード窪田（片桐庸夫訳）「有田八郎―日独防共協定における薄墨色外交の展開」『国際政治』第五六号（有斐閣、一九七七年三月）がある。

(72) 『芦田均日記』第三卷、一九三六年一月二三日の条。

(73) 芦田均「秘密外交の失敗」『日本評論』第二二卷第一号（一九三七年一月一日）一九六頁。

(74) 芦田均「秘密外交を糾弾す」『中央公論』第五二卷第二号（一九三七年二月一日）七一頁。なお、このとき芦田は、実際に倒閣を目指す政民両党の有志会合に参加して、広田内閣に対して「決心してぶつか」ることを申し合わせている

（『芦田均日記』第三卷、一九三六年二月二九日の条）。

(75) 芦田均『東亜の現勢と外交国策』（国政一新会、一九三六年）五一頁。

(76) 芦田均「日英関係の考察」『日本評論』第一一卷第八号（一九三六年八月一日）四五頁。

(77) 前掲、芦田均「迷走低気圧の欧洲」二二～二三頁。

(78) 一九三六年八月一日付在英国大使吉田発有田外務大臣宛電報『日本外交文書』昭和期Ⅱ第二部第五卷、三三四頁。

(79) 前掲、芦田均『東亜の現勢と外交国策』五一頁。

(80) ジョン・ダワー（大窪愿二訳）『吉田茂とその時代』上巻（TBSブリタニカ、一九八一年）第五章を参照。

- (81) 前掲、芦田均「独逸を睨む三人男」三五〇頁。
- (82) 『帝國議會衆議院議事速記録』 67（東京大学出版会、一九八四年）五〇九～五一〇頁。
- (83) Htoshi Ashida, “Japan-Soviet Relation in Far East”, *Japan Times & Mail*, October 8 and 9, 1935.
- (84) “Jungwangmiao Incident”, *Japan Times & Mail*, July 10, 1937.
- (85) 福永文夫・下河辺元春編『芦田均日記』第四卷（柏書房、二〇一二年）一九三七年七月一四日の条。
- (86) 同前、一九三七年七月二二日の条。
- (87) 同前、一九三七年九月二二日の条。
- (88) 同前、一九三七年七月一四日の条。
- (89) 高橋勝浩「日中開戦後の日本の対米宣伝政策——『正義日本』の宣明から文化事業へ——」服部龍二・土田哲夫・後藤晴美編著『戦間期の東アジア国際政治』（中央大学出版部、二〇〇七年）所収を参照。
- (90) 『芦田均日記』第四卷、一九三七年九月二九日を参照。
- (91) 『世界周遊日記』一九三七～一九三八年（昭和一二～一三年）①『芦田均日記』第四卷、一一九頁。以下、「世界周遊日記①」と略記し、年月日のみを表記する。
- (92) 前掲、高橋勝浩「日中開戦後の日本の対米宣伝政策——『正義日本』の宣明から文化事業へ——」四〇〇～四〇三頁、「国民使節ヨリ各国関係方面ニ対シ説明スヘキ一般事項」久保田貫一郎編「石井子爵日記 昭和十三年二月二十五日—三月十八日」『国際問題』第七七号（一九六六年八月）六六～六七頁を参照。
- (93) 『世界周遊日記①』一九三七年一〇月三〇日の条。
- (94) 同前、一九三七年一月二六日の条。
- (95) 同前、一九三七年二月一四日の条。
- (96) 『東京朝日新聞』（一九三七年一月一〇日、二月八日）。
- (97) 『世界周遊日記①』一九三七年一月四日を参照。
- (98) 外務省情報部「昭和十二年度執務報告」（外務省外交史料館所蔵、外務省調書情二七四）九六、一〇五頁を参照。
- (99) 『世界周遊日記①』一九三七年一月一八日の条。

- (100) 『東京朝日新聞』(一九三七年二月四日)。
- (101) 森島守人『真珠湾・リスボン・東京——統一外交官の回想——』(岩波書店、一九五〇年) 四七頁。
- (102) 伊藤隆・劉傑編『石射猪太郎日記』(中央公論社、一九九三年) 一九三八年二月二四日の条。
- (103) 芦田均『欧米見たま、』(明治図書、一九三八年)。本書は、欧米訪問後の芦田が新聞、雑誌に投稿した論考及び座談会での発言を集成したものである。発刊順に、「世界政治の新しき動向——国民使節の旅を了へて」「ダイヤモンド」第二六巻第九号(一九三八年三月二日) 一二～二六頁、「長期戦下の我国国際情勢——国民使節報告中心の座談会」『東洋経済新報』第一八〇五号(一九三八年三月二六日) 七三～九二頁、「聖林の昨日けふ」『文藝春秋』第一六巻第六号(一九三八年四月一日) 三四～三五頁、「独逸合併と世界情勢」『報知新聞』(一九三八年四月七日)、「早巡り世界一周」(明治図書、一九三八年四月三〇日)、「英外交の再検討」『文藝春秋』第一六巻第七号(一九三八年五月一日) 一四〇～一五三頁、「列強軍拡の背後に潜む思想戦」『財政』第三巻第五号(一九三八年五月一日) 一五六～一六二頁、「印度よ何処へ」『報知新聞』(一九三八年五月三、四、五日)「列強の動向と極東への重圧」『日本評論』第一三巻第七号(一九三八年六月一日) 三二六～三三三頁が収録されている。本節では以下、特に断りのない限り、本書から引用、参照している。
- (104) 芦田均『米國輿論の方向』『財政』第三巻第二号(一九三八年二月一日) 一三三頁。
- (105) 「座談会 日本 の現在及将来」『日本評論』第一一巻第一号(一九三六年一月一日) 一一九頁。
- (106) 芦田均「全体主義の進出——民族と思想の角逐」『読売新聞』(一九三九年四月一八日)。
- (107) 芦田均「国際時事」『新女苑』第一巻第五号(一九三七年五月一日) 三四八頁。
- (108) 芦田均「ヴェルサイユの吊鐘」『外交時報』第七六四号(一九三六年一〇月一日) 七二～七九頁。
- (109) Collin Brooks, *Can Chamberlain Save Britain? The Lesson of Munich* (Eyre & Spottiswoode, 1938) p. 57 の芦田による欄外書込。
- (110) Kodne Zilliacus, *Why We Are Losing the Peace; The National Government's Foreign Policy: Its Causes, Consequences and Cure* (V. Gollancz, 1939) p. 76 の芦田による欄外書込。